

東海四県三市防災・危機管理に関する連絡会議設置要綱

1 総則

本会は、「東海四県三市防災・危機管理に関する連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

2 目的

連絡会議は、東海四県三市が平常時から「顔の見える関係」で情報収集、情報交換等を行い、相互に連携を保ちつつ防災・危機管理対策の円滑な推進を図ることを目的とする。

3 構成

連絡会議は、次の関係県市の防災・危機管理対策事務を所掌する部局長等をもって構成する。

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市、静岡市、浜松市

4 その他

- (1) 連絡会議の幹事は、愛知県とする。
- (2) 連絡会議は、必要に応じて課長等による会議を開催することができる。
- (3) 連絡会議は、必要に応じて学識経験者等の意見を求めることができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は連絡会議において協議の上決定する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。